

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和2年3月31日付け令和2年北海道教育庁留萌教育局告示第17号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道教育庁留萌教育局長 新井 明

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 令和2年度留萌管内道立学校（南部）消防用設備等点検業務委託 一式  
委託対象校 北海道留萌高等学校及び北海道小平高等養護学校の2校

イ 令和2年度留萌管内道立学校（北部）消防用設備等点検業務委託 一式  
委託対象校 北海道苫前商業高等学校、北海道羽幌高等学校、北海道遠別農業高等学校及び北海道天塩高等学校の4校

ア及びイについてはそれぞれの入札とする。

(2) 契約の目的の仕様その他の明細

契約書（案）及び消防用設備等点検業務委託処理要領による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 令和2年度留萌管内道立学校（南部）消防用設備等点検業務委託  
北海道留萌高等学校及び北海道小平高等養護学校の2校

イ 令和2年度留萌管内道立学校（北部）消防用設備等点検業務委託  
北海道苫前商業高等学校、北海道羽幌高等学校、北海道遠別農業高等学校及び北海道天塩高等学校の4校

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 消防法又は建築基準法に規定する資格を有する者（以下「資格者」という。）が次の人数を満たしていること。

ア 消防設備士第1類 3名

（うち2名まで消防設備点検者第1種有資格者による代替可能なこと。）

イ 消防設備士第4類及び第5類 それぞれ2名

（両類とも1名まで消防設備点検者第2種有資格者による代替可能なこと。）

ウ 消防設備士第6類及び第7類 それぞれ1名

エ 建築士（1級又は2級）又は特定建築物調査員 1名

オ 消防設備士第4類又は第7類のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者 1名

なお、上記ア～オに掲げる必要な資格は同一人物が重複して有することを妨げない。

(5) 北海道内に本店を有し、かつ、留萌振興局管内、上川総合振興局管内又は宗谷総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年3月31日(火)から同年4月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時00分から午後5時00分まで。  
ただし、最終日については午後1時00分までとする。

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地  
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所

留萌市住之江町2丁目1番地  
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

#### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

留萌市住之江町2丁目1番地  
北海道留萌合同庁舎 1階102会議室

(2) 入札日時

ア 2の(1)のア 令和2年4月16日(木) 午後2時30分  
イ 2の(1)のイ 令和2年4月16日(木) 午後3時30分

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 送付による入札の可否

認めない。

#### 9 契約書作成の要否

要

#### 10 その他

(1) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(2) 最低制限価格

設定していない。

(3) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45

年法律第30号。以下「財務規則」という。)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(5) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地

ウ 電話番号 0164-42-8764

(8) 前金払

前金払はしない。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。